

京都市告示第210号

京都会館の指定管理者である公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団から、京都会館条例第4条第2項の規定に基づき、供用しない施設及び日について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和5年6月30日

京都市長 門川 大作

供用しない施設

京都会館（大ホール、中ホール、小ホール、会議室1・2、中庭その他構内地）

供用しない日

<大ホール、中ホール、小ホール>

令和5年12月31日（日）～令和6年1月1日（月・祝）

<会議室1・2、中庭その他構内地>

令和5年12月29日（金）～令和6年1月3日（水）

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）